

時間外労働 に関する協定届 休日労働

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）				
労働者派遣事業		株式会社トライアングル・ジャパン						
	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 「満18歳以上の者」	所定労働時間	延長することができる時間		期 間	
					1日を超える一定の期間（起算日）			
					1ヶ月	1年		
① 下記②に該当しない労働者	臨時的受注、業務の繁忙	営業	<input type="checkbox"/> 人	1日8時間	5時間	※45時間（80時間） （毎月16日）	※360時間（600時間） （3月16日）	平成30年7月1日から1年間
	月次の決算、業務の繁忙	事務	<input type="checkbox"/> 人		1.5時間	29時間 （毎月16日）	180時間 （3月16日）	
	臨時的受注、業務の繁忙	派遣スタッフ	<input type="checkbox"/> 人		10時間	※45時間（90時間） （毎月1日）	※360時間（720時間） （4月1日）	
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者								
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 「満18歳以上の者」	所定休日	労働させることができる休日 並びに始業及び終業の時刻		期 間	
臨時的受注、業務の繁忙		営業	<input type="checkbox"/> 人	週休2日	1ヶ月に4日、5：00～26：00		平成30年7月1日から1年間	
同上		派遣スタッフ	<input type="checkbox"/> 人	同上	1ヶ月に4日、5：00～26：00			

協定の成立年月日 30年6月28日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法
30年6月28日

労働基準監督署長 殿

職名

氏名 □□ □□□ 印

職名 ■■■■■■

使用者
氏名 □□□ □□ 印

※特別条項：（ ）時間は、大規模なクレームへの対応、顧客の都合による臨時的打ち合わせ、その他特別の事情があるときに、労働者の過半数代表者と協議のうえ行う特別に延長できる時間である。
この場合、1か月における延長時間及び休日労働を更に延長することができる回数は、6回までとする。なお、延長時間が1ヶ月45時間を超えた場合の割増賃金率は25%とする。

記載心得

- 1 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第1項ただし書の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。
- 2 「延長することができる時間」の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。
 - (1) 「1日」の欄には、労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間を超えて延長することができる時間であって、1日についての限度となる時間を記入すること。
 - (2) 「1日を超える一定の期間(起算日)」の欄には、労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間を超えて延長することができる時間であって、同法第36条第1項の協定で定められた1日を超え3箇月以内の期間及び1年についての延長することができる時間の限度に関して、その上覧に当該協定で定められたすべての期間を記入し、当該期間の起算日を括弧書きし、その下欄に、当該期間に応じ、それぞれ当該期間についての限度となる時間を記入すること。
- 3 ②の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者(対象期間が3箇月を超える変形労働時間制により労働する者に限る。)について記入すること。
- 4 「労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日であって労働させることができる日並びに当該休日の労働の始業及び終業の時刻を記入すること。
- 5 「期間」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる日の属する期間を記入すること。